（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）

第三条　規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3　前条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

4　前条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

⑷　自己資本比率告示第二百八十五条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百三十条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六　マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ　期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ロ　期末のストレス・バリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ　期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ　バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

七　出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。第四条第四項第八号において同じ。）

イ　貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

⑴　上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）

⑵　上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ　貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ　株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八　信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

九　金利リスクに関して商工組合中央金庫が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）

第三条　前条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条に規定する中間事業年度をいう。）に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条及び第四条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第六条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。第四条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と、同号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。